

資産管理や運用指南

IFA（独立系金融アドバイザー）法人MK3（東京都渋谷区）は10月1日、仏教寺院や仏教系の学校法人の関係者を対象に、資産管理や運用に関するセミナーを仏伝道協会（東京都港区）で開催する。会場での参加は先着15人で、オンラインでの参加も受け付けている。

テーマは「公的年金などに学ぶリスク管理」。年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が取り入れている資産構成を参考に、資産を後年ま

寺院・宗門校向け

10月1日
セミナー

IFA法人MK3

動向を把握したい担当者にも参加を勧めている。

IFAは金融機関から独立して債券や投資信託などの金融商品を仲介する専門家で、所属団体に縛られず中立的なアドバイスをできるメリットがある。同社でも特定銘柄の売買ではなく、資産の保全を前提に顧客の安全性を重視した運用計画を提案している。

セミナーは午後3時～4時半。参加無料。問い合わせは同社☎電話03(6450)6295。インターネット (<https://ifa-mk3.com/seminar>) から申し込み可能。このほか、10月8日に



過去に行われたセミナーの様子（2019年）

は神道系団体に向けて同様のセミナーを東郷神社（渋谷区）で開く。

ご確認ください

この書面は金融商品仲介業者（以下、弊社）が所属金融商品取引業者等の委託を受けて行う金融商品仲介業に関し、広告又は広告類似配布物をお客様にお渡しする場合に一緒にお渡しする書面です。お取引前に下記内容をご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

広告等補完書面（金融商品取引法66条の10（広告等の規制）に基づく表示）

金融商品仲介業者の商号 **I F A 法人 M K 3 株式会社**

登録番号：関東財務局長（金仲）第734号

楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号

加入する協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
日本商品先物取引協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号

加入する協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本S T O協会

【手数料等について】

商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（例えば、国内の金融商品取引所に上場する株式（売買単位未満株式を除く。）の場合は約定代金に対して所属金融商品取引業者等ごとに異なる割合の売買委託手数料、投資信託の場合は所属金融商品取引業者等および銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等）をご負担いただく場合があります（手数料等の具体的上限額および計算方法の概要は所属金融商品取引業者等ごとに異なるため本書面では表示することができません。）。債券を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて所属金融商品取引業者等ごとに決定した為替レートによるものとします。

【リスクについて】

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況含む。）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）、または元本を超過する損失を生ずるおそれ（元本超過損リスク）があります。

なお、信用取引またはデリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金または証拠金の額（以下「委託保証金等の額」といいます。）を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ（元本超過損リスク）があります。

当社は楽天証券株式会社・株式会社S B I証券を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者です。

当社は所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。

当社は金融商品仲介業務に関しお客様から直接、金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。

所属金融商品取引業者が二者以上ある場合、どの金融商品取引業者がお客様の取引の相手方となるかお知らせします。

所属金融商品取引業者が二者以上ある場合で、お客様が行なおうとする取引について、所属金融商品取引業者間で支払う手数料が相違する場合は、その説明を行ないます。

上記の手数料等およびリスク等は、お客様が金融商品取引契約を結ぶ所属金融商品取引業者等（上記記載）の取扱商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料等をよくお読みください。